

「第11次千葉県交通安全計画(素案)」からの主な修正箇所

第1編 道路交通の安全

第1章 交通安全の目標及び重点事項

掲載しているグラフのタイトル位置や文字サイズ等を調整。

2 交通安全計画における目標

P7 中段

※ 県内の30日以内の交通事故死者数			
	24時間以内 死者(a)	30日以内 死者(b)	(a)と(b)の 比率
令和2年	128人	150人	1.17倍

第2章 交通安全についての対策

第1節 今後の交通安全対策の方向

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

P18 冒頭文・ページ末

「高齢者の交通事故死者数(歩行者)」「子供の交通事故死者数(歩行者・自転車)」のグラフを追加

また、子供の交通事故については、その死傷者の約6割が歩行中や自転車乗車中の事故であり、約45割が自宅から500m以内で事故に遭っています。

第2節 交通安全の施策

【第1の柱】県民一人一人の交通安全意識の高揚

P23 (1) 県民総参加でつくる交通安全の推進

⑥ 交通安全団体への支援等

ア 交通安全団体の育成支援

 e 地域交通安全活動推進委員協議会

 地域で各種交通安全活動をされるボランティアのリーダーとして、千葉県公安委員会が地域交通安全活動推進委員を委嘱しています。

 ...

P28 (4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

ウ 社会人等への広報

 自転車の安全利用に関する交通安全教室を受ける機会の少ない社会人等に対し、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の運転が歩行者等との重大な事故を発生させていることの認知を高め、「ちばサイクルール」及び自転車運転者講習制度の周知を図るほか、自転車による宅配等の需要増加を踏まえた広報を実施する必要があります。

 ...

【第2の柱】安全運転の確保

P41 (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

<p>②⑧ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底</p> <p>③② <u>抜本的対策による飲酒運転の根絶</u></p> <p>④③ <u>ICT・自動運転等新技術を活用した安全対策の普及推進</u></p>
<p>④ <u>超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策</u></p> <p><u>事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策及び乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を推進します。</u></p>
<p>⑧⑨ <u>貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等</u></p> <p>トラック運送事業者の交通安全対策に関する取組として、(公社)全日本トラック協会が実施している貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度※) <u>及び貸切バス事業者安全性評価認定実施機関が実施している貸切バス事業者の安全制評価認定制度</u>について広く啓蒙し、利用者が安全性の高い事業者を選択できるようにするとともに、<u>貨物自動車運送事業者の安全意識向上を促進します。</u></p> <p>・・・</p>

P43 (6) 道路交通に関する情報の充実

<p>① 危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <p>危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実を図るため、イエローカード <u>(危険物を輸送する際の万一の事故に備えて、運転者等が取るべき処置を書いた緊急連絡カード)</u> の携行、関係法令の遵守、運転者教育の実施等について、運行管理者の講習等を通じ、危険物運送事業者に指導します。</p>
--

【第3の柱】道路交通環境の整備

P48 (2) 幹線道路における交通安全対策の推進

<p>⑥ 道路の改築等による交通事故対策の推進</p> <p>イ 交差点のコンパクト化等の推進</p> <p>交差点及びその付近における交通事故防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進します。</p> <p><u>また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれるラウンドアバウト※について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進します。</u></p>

【第4の柱】安全運転の確保

P58 (4) 自動車の検査及び点検整備の充実

<p>② 自動車点検整備の充実</p> <p>ア 自動車点検整備の推進</p> <p>自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図るとともに、点検整備の励行を維持するため、「自動車点検整備推進運動」を関係機関・団体等の協力のもとに展開します。特に、同運動期間中、関係団体協力のもと、「自動車点検フェスティバル」を <u>主催し通じて</u>、自動車ユーザーに対して点検整備の必要性についての啓蒙・啓発を積極的に推進します。</p>
--

【第7の柱】被害者支援の充実と推進

P68 冒頭文

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法や「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」(平成16年10月施行)「千葉県犯罪被害者等支援条例」(令和3年4月施行)等の下、市町村、支援活動を行う民間支援団体等と連携しながら交通事故被害者等のための施策を推進します。

・・・

第2編 鉄道交通の安全

第2章 鉄道交通の安全についての対策

第2節 鉄道交通安全の施策

【第1の柱】鉄道交通環境の整備

P78 (1) 鉄道施設等の安全性の向上

・・・

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドア整備の加速化を始め、障害者等の安全利用にも十分配慮し、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進します。

【その他、誤字等について併せて修正している】